

# 愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務委託仕様書

## 1 件名

愛媛県難聴児支援ポータルサイト構築及び保守業務委託事業

## 2 目的

難聴児支援に係る情報について、中立の立場で、一元化して分かりやすく発信し、難聴児及びその保護者（難聴疑い児含む）、関係機関の職員等が必要な情報を得やすくする。また、愛媛県難聴児支援センターの事業内容等を広く周知する。

## 3 スケジュール

### （1）本業務に係る委託契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

### （2）委託契約の締結、業務の開始

令和8年4月（予定）

### （3）ポータルサイト構築期間

令和8年4月（予定）～令和8年6月30日（予定）

### （4）ポータルサイト公開日

令和8年7月1日（予定）、公開時間は協議の上、決定する。

### （5）保守期間

令和8年7月1日（予定）～令和9年3月31日まで

### （6）スケジュール

ポータルサイト関係者の事前研修のスケジュールを含め、最適な方法を提案すること。

契約後は速やかに作業計画書を作成及び提示し、進捗を隨時報告すること。なお、詳細は社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団（以下、「県社会福祉事業団」）と協議の上、決定する。

## 4 履行場所

県社会福祉事業団及び県社会福祉事業団が別途定める場所

## 5 委託内容

「2 目的」を踏まえ、以下（1）ポータルサイトの設計、構築及び（2）運用保守管理を行うこと。

### （1）ポータルサイトの設計・構築

#### ①対象者

難聴児及びその保護者（難聴疑い児含む）、関係機関の職員等

※新生児聴覚検査で難聴疑い（聴覚障がいとは確定していない児）となった新生児の保護者が閲覧することも想定すること。

※聴覚以外の障がい（知的障がい等）を併せ持っている場合や、難聴かつ医療的ケアが必要な場合等、多様性のある利用者に配慮したデザインとすること。

## ②制作方針

- ア 使いやすく親しみのあるユーザーインターフェースとすること。  
ユーザビリティ・アクセシビリティに十分配慮し、誰でもどんな時でも、探している情報に容易にたどり着くことができる「使いやすいサイト構成」とする。
- イ パソコン、タブレット、スマートフォンの表示サイズに合わせて最適な文字サイズ、画像サイズ、配置レイアウトに自動的に切り替わるような「レスポンシブウェブデザイン」とし、それぞれに統一性を持たせること。
- ウ 不正アクセス、データの改ざん、コンピュータウィルスやワームなどの不正プログラムの侵入を防止するために情報セキュリティ対策が施された信頼性の高いポータルサイトであること。
- エ 費用対効果を考慮し、効率的かつ合理的な開発、運用が行われるポータルサイトであること。
- オ 本事業の対象に認知されやすく、関係者間で共有しやすいポータルサイトであること。

## ③デザイン

- ア トップページは、閲覧者の目を引き、本事業の目的及びポータルサイトの全体像が伝わるデザイン及びコンテンツとすること。コンテンツについては、「(5) コンテンツ」を参照すること。
- イ 基本デザイン（各ページのデザイン、配色等）は、愛媛らしさ、温かみのあるデザインとすること。
- ウ 各ページでは、イラストや写真等を効果的に使用し、本事業の対象に訴求力のある魅力的なデザインとすること。

## ④設計・仕様

- ア 契約期間終了後は、県社会福祉事業団の職員がコンテンツの更新を簡単に行える仕様とすること。
- イ ポータルサイトから愛媛県難聴児支援センターへの相談申込や問合せができ、愛媛県難聴児支援センター職員が問合せに返信できる仕様とすること。
- ウ 汎用性の高い技術を用いて構築し、広く普及しているOS、WEBブラウザ、その他アプリケーションでの閲覧に支障がないものとすること。また、サポート期限終了等の想定される技術動向を踏まえて、長期間閲覧に支障がないものとすること。
- エ 愛媛県ホームページ、県社会福祉事業団、県視聴覚福祉センター等との相互リンクが可能とすること。
- オ 検索エンジン最適化を行うこと。（ただし、スパム行為など検索エンジン会社のルールに反することは行わないこと。）
- カ 閲覧者が本ポータルサイトをSNS等で他者と共有するための仕組みを持つこと。
- キ 県社会福祉事業団側でコンテンツを更新する想定を踏まえ、更新が多く想定されるコンテンツについては、容易に編集でき、運用開始後もコンテンツの追加ができるようにすること。

## ⑤コンテンツ

- ア 構成については、別添1「ポータルサイト構成図」のとおりとする。
- イ コンテンツの内容については、聴覚に不安のある全ての児童及びその家族又は関係機関の職員が、必要な情報を得やすくするほか、愛媛県難聴児支援センターの事業内容等について広く周知するため、下記のコンテンツを企画・制作すること。
  - (ア) リファーって？
    - (新生児聴覚検査について、きこえの程度(dB)って？、耳の構造・きこえる仕組み、難聴の種類)
  - (イ) 伝え方と療育

(乳幼児期のコミュニケーション、早期療育・教育)

(ウ) 様々なコミュニケーション

(補聴器、人工内耳、手話、その他のコミュニケーション)

(エ) 愛媛県難聴児支援センター「みみのひろば」とは

(センター紹介、組織概要)

(オ) 体験談

(カ) きこえない、きこえにくい子どもたちに携わる方々へ

(講習会情報、支援に役立つ情報)

(キ) 関係機関など

(教育機関、療育機関、就労に関する機関、当事者団体、関連情報)

(ク) 問合せ先

(ケ) サイトポリシー

(コ) 個人情報保護基本方針

(サ) サイトマップ

ウ 愛媛県難聴児支援センターを認知しやすくする工夫をすること。

エ 各ページに掲載する原稿については、別途県社会福祉事業団が提供する。

オ コンテンツは、全て当該ホームページ上から無償で配信するものとする。なお、コンテンツの配信に係る一切の経費は本契約に含まれるものとし、契約履行期間終了後において、コンテンツの配信に関する一切の経費が生じないものとする。

## ⑥システム環境

ア サーバ及びネットワーク環境

(ア) サイト運営に関する必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする）を受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。なお、企画提案書において、サーバの選定根拠を示すこと。

(イ) ページの追加、機能の改善に容易に対応できるシステム設計であること。

(ウ) 独自ドメインを取得し、そのドメインでの運用サービスを行うこと。

イ 運用設計

(ア) 平常時及び障害発生時に効率的かつ円滑な運用が行えるよう、運用設計を行うこと。

(イ) 障害発生時の対処及び復旧方法を検討すること。

(ウ) バックアップ及びリカバリの運用方法を検討すること。

(エ) 上述の（ア）から（ウ）に掲げる事項については、県社会福祉事業団の承認を得ること。

## ⑦テストの実施、職員支援

ア 動作確認テストを行い、その結果を県社会福祉事業団に報告すること。テストには必要に応じて県社会福祉事業団職員、県視聴覚福祉センター職員が立ち会うものとする。

イ 作成者、管理者向けマニュアルを作成し、紙及びデータで提出すること。図面や操作画面のスクリーンキャプチャを利用し、分かりやすく解説し、平易な用語を用いたものとする。

ウ ポータルサイト担当者向け操作研修を実施すること。

研修方法は、実際のPCを操作しながら受講するハンズオン形式とする。

エ 「ポータルサイト設計書（フローチャート、テーブル・データ項目定義書、画面変遷仕様書、ディレクトリマップ・ホームページマップ、ページ一覧、セキュリティなど）」を作成し、県社会福祉事業団側に提出すること。

オ ポータルサイトの設計からテストまでの一連の作業を行うに当たり必要な経費は受託者の負

担とすること。

## (2) ポータルサイトの保守管理

ポータルサイト公開後、本契約期間内において、以下の保守作業を実施すること。

### ①CMS（コンテンツマネジメントシステム）保守

- ア CMS ソフトウェアの不具合対応やセキュリティ対策を目的とした修正パッチ適用を実施すること。なお、実施の際は、類似環境による適用テストを行った上で本番環境へ適用すること。
- イ 保守運用業務に係る契約期間終了後も継続契約を締結した場合、本業務で定めた仕様でホームページを運用し続けられること。
- ウ CMS 本稼働後、提供する CMS に機能追加や設計改善などのリビジョンアップ、バージョンアップ等（後継 CMS のリリース含む）が行われた場合は、契約の範囲内において、県社会福祉事業団に提供されたシステムの更新を行うこと。
- エ ソフトウェアのバージョンアップ作業の際、適用可否の判断に必要な調査・評価を行い、県社会福祉事業団の許可を得た上でインストール作業を行うこと。また、保守範囲内で動作確認や問題が生じた際の改修を行うこと。
- オ CMS の稼働時間は保守作業による計画的な停止を除き、365 日、0 時～24 時であること。

## (3) (1)、(2) の事業運営に関する共通事項

- ①業務実施に当たっては、隨時、県社会福祉事業団の担当者と協議しながら行うこと。また、本仕様書の解釈及び業務遂行に関して疑義が生じた場合は、その都度、県社会福祉事業団の担当者と協議すること。
- ②システムに障害等が発生した場合、受託者は無償でシステムを修補する、もしくは修補とともに損害を賠償する責任を負うこと。

## 6 成果品等

### (1) 成果物の納品

本業務完了後、速やかに下記書類等を紙媒体、電子媒体（データ、CD-R）で提出すること。

- ・システム要件定義書
- ・ポータルサイト設計書
- ・システム構成図
- ・業務フロー図（通常時、緊急時の運用を記したもの）
- ・実装仕様書
- ・サイト構成図
- ・アクセシビリティ適合試験結果（JIS X 8341-3:2016 に配慮すること）
- ・CMS 操作マニュアル
- ・操作研修動画（DVD）
- ・管理者向けマニュアル
- ・打ち合わせ議事録
- ・その他必要と認める資料

### (2) 権利の帰属

- ア 本契約に係る全ての成果物の著作権は県社会福祉事業団に帰属することとし、本委託事業により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこととし、

また受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこと。ただし、CMS等の製品に関する著作権は含まない。

イ 成果品に受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、県社会福祉事業団は本業務の成果品等を利用するため必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

## 7 セキュリティ対策

### （1）バックアップの取得

受託者が用意する環境においては、不測の事態に備え、修正及びコンテンツ追加の際に隨時バックアップを取得すること。バックアップを取得する際に、コンテンツの配信を停止する場合は最小限とし、県社会福祉事業団の了承を得ること。また、停止3日前までに県社会福祉事業団の了承を得ること。

### （2）不正アクセス等の対策

受託者が用意する環境においては、盗聴・改ざん・DOS攻撃・スパムメール等のリスクを回避する対策をとること。

### （3）電子媒体の管理

開発・テスト等で外部記録媒体（USBメモリ・磁気テープ等）を使用し廃棄する場合は、復元不可能な方法で消去を行い、情報漏えいの防止策をとること。

### （4）文書・データ等の管理

県社会福祉事業団から貸与・提供する関連文書、各種帳票・データ等は、施錠可能なロッカー等に保存し、契約終了時に返却もしくは復元不可能な方法で処分すること。

### （5）運用機器のセキュリティ

受託者が用意するプログラム、データ等が格納されたサーバ及びクライアントは、本運用関係者外の第三者が不当にアクセスすることを防止すること。

### （6）ウィルス対策

受託者が用意する環境に導入されたウィルス対策ソフトが正常に稼働し、ウィルス感染がないことを常に確認すること。また、常に最新のウィルスソフト定義ファイルに更新すること。

## 8 問い合わせ先

〒790-0811

愛媛県松山市本町6丁目11-5 愛媛県視聴覚福祉センター

TEL: 089-923-9093

Mail: [webmaster@sityoukaku.pref.ehime.jp](mailto:webmaster@sityoukaku.pref.ehime.jp)